

# 労働保険の成立手続

## 成立手続等の方法

### 保険関係成立届、概算保険料申告書

労働保険の適用事業となった場合には、労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)に提出しなければなりません。その後、当該年度分の労働保険料(保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額)を概算保険料として申告・納付することとなります。

※保険関係成立届の手続にあたっては、事業の存在を確認する場合があります。提示の必要な資料については、所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。

(保険関係成立届及び概算保険料申告書の記入方法については、P10～P11 参照)

### 雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届

雇用保険の適用事業となった場合は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届(P12参照)及び雇用保険被保険者資格取得届(P13参照)を所轄の公共職業安定所(ハローワーク)に提出しなければなりません。

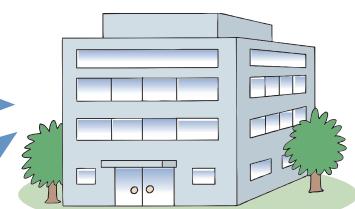
#### I 一元適用事業の場合

※一元適用事業とは、労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等に関して両保険を一元的に取扱う事業です。

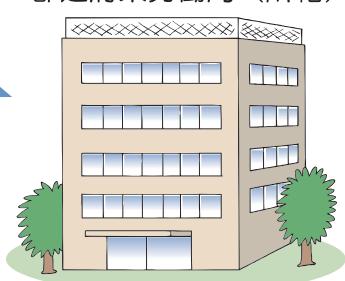
- ① 保険関係成立届  
(保険関係が成立した日の翌日  
から起算して10日以内)
- ② 概算保険料申告書  
(保険関係が成立した日の翌日  
から起算して50日以内)
- ③ 雇用保険適用事業所設置届  
(設置の日の翌日から起算して  
10日以内)
- ④ 雇用保険被保険者資格取得届  
(被保険者ごとに、資格取得の事実  
があった日の翌月10日まで)

いずれ  
かに

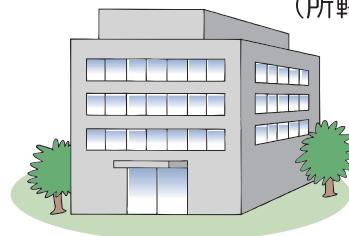
労働基準監督署（所轄）



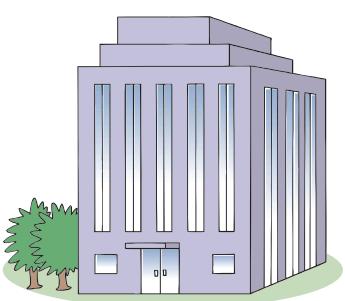
都道府県労働局（所轄）



公共職業安定所(ハローワーク)  
(所轄)



金融機関・郵便局



注1. ①の手続を行った後、又は同時に②の手続を行います。

2. ①の手続を行った後に、③及び④の手続を行います。

## II 二元適用事業の場合

※二元適用事業とは、事業の実態から、労災保険と雇用保険の適用を区別する必要があるため、両保険の保険料の申告・納付等を二元的(別々)に行う事業です。

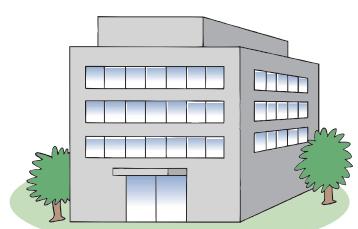
一般的に、農林水産業・建設業等が二元適用事業となり、それ以外の事業が一元適用事業となります。

### 1. 労災保険に係る手続

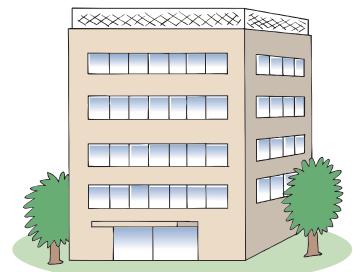
- ① 保険関係成立届  
(保険関係が成立した日の翌日  
から起算して10日以内)
- ② 概算保険料申告書  
(保険関係が成立した日の翌日  
から起算して50日以内)

注. ①の手続を行った後、又は同時に  
②の手続を行います。  
公共職業安定所(ハローワーク)で  
は手続を行えません。

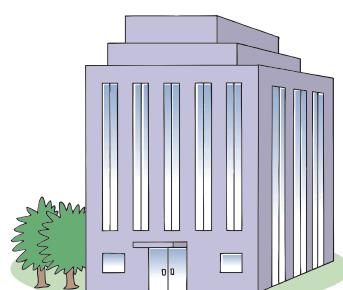
労働基準監督署(所轄)



都道府県労働局(所轄)



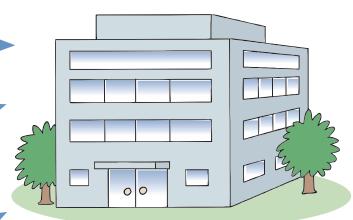
金融機関・郵便局



### 2. 雇用保険に係る手続

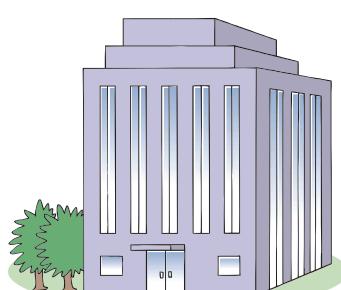
- ① 保険関係成立届  
(保険関係が成立した日の翌日  
から起算して10日以内)
- ② 概算保険料申告書  
(保険関係が成立した日の翌日  
から起算して50日以内)
- ③ 雇用保険適用事業所設置届  
(設置の日の翌日から起算して  
10日以内)
- ④ 雇用保険被保険者資格取得届  
(被保険者ごとに、資格取得の事実  
があった日の翌月10日まで)

公共職業安定所(ハローワーク)  
(所轄)

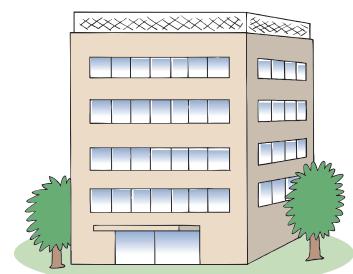


いずれ  
かに

金融機関・郵便局



都道府県労働局(所轄)



注. ①の手続を行った後、又は同時に  
②～④の手続を行います。  
②の手続は公共職業安定所(ハローワーク)では行えません。